

(10) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

(11) 本件入札手続は、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（G E P S）（<https://www.geps.go.jp/>））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合限り、入札参加申請手続及び入札手続の全てを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

2 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

(2) 開札時に、本工事業種区分（建築一式工事）において、法務省の平成31・32年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

※平成29・30年度における建設工事の一般競争参加資格を有していても本件入札の競争参加資格は満たさないで留意すること。

なお、平成31・32年度における建設工事の一般競争参加資格の認定に係る申請方法は、法務省ホームページ（http://www.moj.go.jp/chotatsu_kensetsu_shikakushinsa.html）に掲示している。

(3) 法務省の平成31・32年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上(A)であること。

(4) 平成15年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡し完了した次に掲げるA又はIの基準をすべて満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

A 同種工事

(ア) 建物用途 庁舎（法務省収容施設を含む。）

(イ) 構造 S造、RC造又はSRC造

S造については、建築基準法施行令第1条第3号に定める「構造耐力上主要な部分」のうち柱及び横架材は重量鉄骨であるものに限る。

SRC造及びRC造には、PC造及びPCa造を含む。

(ウ) 階数 地上4階建以上

(エ) 建物規模 延べ面積3,000㎡以上

(オ) 建築種別 新築又は増築（増築は、増築部分が条件を満たすこと）

(カ) 工事種目 建築一式工事

(キ) その他 地業工事から完成まで施工していること。

I 類似工事

(ア) 建物用途 事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

(イ) 構造 上記A(イ)に同じ

(ウ) 階数 上記A(ウ)に同じ

(エ) 建物規模 上記A(エ)に同じ

(オ) 建築種別 上記A(オ)に同じ

(カ) 工事種目 上記A(カ)に同じ

(キ) その他 上記A(キ)に同じ

(5) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

A 一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

I 上記(4)に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ウ 所属建設業者から入札の申込のあった日以前に同建設業者と3か月以上の雇用関係にあること。

(6) 申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成7年1月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

(7) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(8) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。（入札説明書参照）

(9) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 段階的選抜に関する事項

上記2に掲げる競争参加資格を満たす者について、企業の技術力及び配置予定技術者の技術力について評価し評価点を算出し、評価点合計の上位10者までに含まれる者を選抜する。

ただし、10者目の評価点と同点の者が複数いる場合は、その全ての者を含むものとする。

また、競争参加資格を満たす者の数が10者に満たない場合は、競争参加資格を満たす者全てについて選抜する。

4 総合評価に関する事項

(1) 落札者の決定方法 入札参加者は、「価格」、「技術提案」及び「施工体制」をもって入札を行い、次のA及びIの要件に該当する者のうち、(2)によって得られる数値（評価値）の最も高い者を落札者とする。

ただし、評価値の最も高い者が2者以上あるときは、くじを引かせて落札者を決定する。

なお、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適

合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不相当であると認められるときは、予定価格の範囲内で発注者の定める最低限の要求をすべて満たして入札した他の者のうち、評価値が最も高い者を落札者とすることがある。

A 入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内であること。

I 評価値が、標準点を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

(2) 総合評価の方法 「標準点」を100点とし、技術提案に基づく「加算点」の最高点を60点、「施工体制に係る評価点（以下「施工体制評価点」という。）」の最高点を30点とする。

標準点に加える加算点は、次の提案項目ごとに算出した評価の合計点に、施工体制評価点を最高点の30点で除した数値を乗じて得られる数値とする。

（提案項目）

① コンクリート工事の品質向上に関する提案（最高点30点）

② 騒音・振動低減及び粉塵飛散防止対策に関する提案（最高点30点）

総合評価は、標準点、加算点及び施工体制評価点の合計を当該入札者の入札価格で除して得た数値（評価値）をもって行う。

(3) 評価内容の担保 技術提案に記載された内容については、契約書に記載するものとし、工事完了後において、履行状況について検査を行う。

なお、技術提案に記載された内容については、受注者の責により評価内容が履行されていない場合は、工事成績評定点から提案項目ごとに5点を減点し、最大10点の減点とする。

5 入札手続等

(1) 担当部局 〒100-8977 東京都千代田区霞が関1-1-1 法務省大臣官房施設課経理係 電話03-3580-4111（内線2249,2265）電子メールアドレス skeiri@i.moj.go.jp